

(仮称) 枚方市子ども・若者育成計画  
(素案)

## <目次>

第1章	計画の策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置付けと性格	1
3.	計画の対象	1
第2章	子ども・若者を取り巻く状況	3
1.	人口の動向	3
2.	就労等の状況	4
3.	ニート、ひきこもり、不登校等の状況	6
4.	調査からみるひきこもり等に係る意識実態について	9
第3章	計画の基本的な考え方	14
1.	基本理念	14
2.	基本方向	14
3.	計画の体系	16
第4章	施策の推進方向	17
施策目標1	地域・関係機関が連携した発見・誘導體制の確立	17
施策目標2	相談体制の充実	20
施策目標3	居場所づくりと社会参加プログラムの推進	22
施策目標4	就労支援の推進	23
施策目標5	就労定着、安定的就労に向けた支援の充実	27
施策目標6	ひきこもり予防としての不登校対策、中退予防の推進	28
施策目標7	子ども・若者とその家族を社会で支える環境の整備	31
施策目標8	家族等仲間で支え合えるネットワークづくり	34
施策目標9	多様な関係機関による支援ネットワークの構築	35
第5章	計画の推進体制	37
1.	計画の実現主体	37
2.	社会・経済情勢や財政状況への対応	38
3.	施策の進行管理	38

# 第1章 計画の策定にあたって

## 《 1. 計画策定の趣旨 》

近年、子ども・若者を取り巻く環境は少子化、情報化、経済情勢などの影響を受けて大きく様変わりしています。中でも、雇用形態の急激な変化による非正規労働者の増大、若年無業者数の高止まり等は、若者が将来に対し不安を抱く大きな原因となっています。また、人間関係の希薄化等による家庭や地域における養育力の低下が指摘されている中、対人関係のつまずきなどによりひきこもり状態になる子ども・若者が増えています。

こうした中、子ども・若者育成支援施策を総合的に推進するための枠組み整備と、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を目的とした「子ども・若者育成支援推進法（以下「法」という。）」が平成 22 年 4 月に施行されました。

本市においては、おおむね 18 歳未満の子どもとその家族を対象とした次世代育成支援対策推進法に規定する市町村行動計画である「枚方市新子ども育成計画」を平成 17 年に策定し、子どもの健全育成、子育て支援などの取り組みを総合的に推進しています。

さらに、困難を抱える子ども・若者のうち、ひきこもりや若年無業者等の問題は放置すると本人や家族が苦しむだけでなく、将来的には生活保護費などの公的扶助が増大する恐れがあることから、社会の負担を軽減するためにも、社会全体の問題として捉え、できるだけ早期に支援につなげる仕組み作りが必要です。そのため、家庭・地域・学校・行政・NPO等がこれまでの既存の枠を超えて連携し、発見、相談から自立にいたるまで一貫して支援する仕組みを作るため、平成 25 年 5 月を始期とする「(仮称)枚方市子ども・若者育成計画」を策定しました。

## 《 2. 計画の位置付けと性格 》

本計画は、法及び国の大綱である「子ども・若者ビジョン」を踏まえて策定します。また、「枚方市新子ども育成計画」をはじめとして、「枚方市総合計画」「枚方市地域福祉計画」などの関連する他の計画と整合性を図りながら関連施策を総合的に推進します。

また、新たな課題や環境の変化に対応できるよう、柔軟性をもって計画を進めるとともに、今後の社会・経済状況や国の動向を勘案しながら適宜見直しを行います。

## 《 3. 計画の対象 》

本計画の対象は、主にひきこもり、若年無業者（ニート）、不登校状態の子ども・若者（※）で義務教育終了後（15 歳）から 30 歳代までで、その家族も対象とします。なお、ひきこもり、若年無業者（ニート）、不登校として国が定めている定義は次のとおりで、本計画において使用する場合に準用します。

### ひきこもり

様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念

【厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」より】

① 狭義のひきこもり	・自室からほとんど出ない ・自室からは出るが、家からは出ない ・近所のコンビニなどには出かける
② 準ひきこもり	趣味の用事の時だけ外出する
③ 広義のひきこもり	① + ②

【内閣府「若者の意識に対する調査（ひきこもりに対する実態調査）より】

### 若年無業者（ニート）

15～34歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしていない者【厚生労働省】

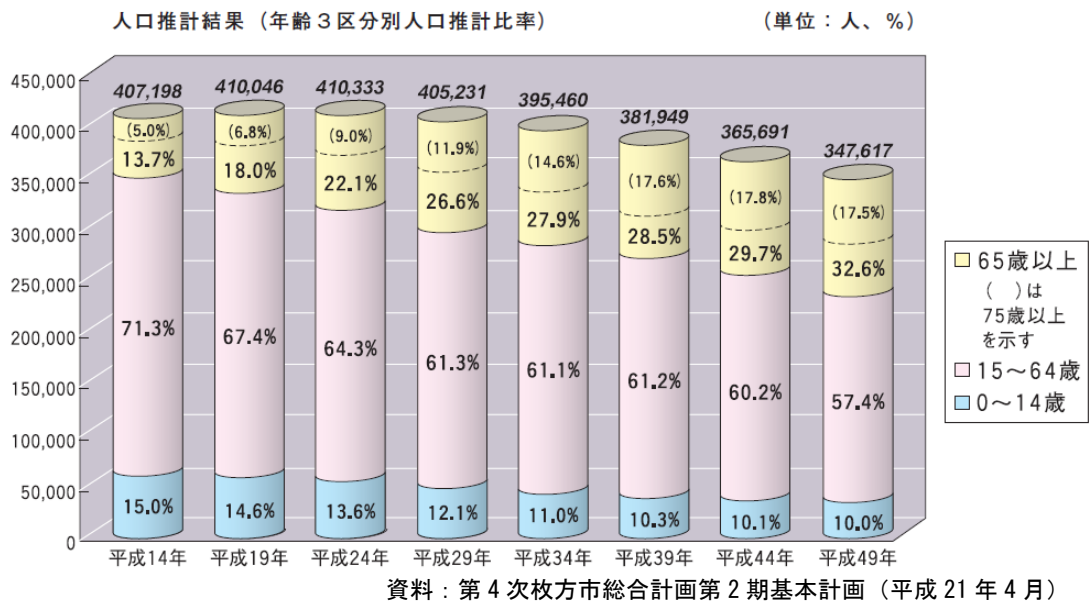
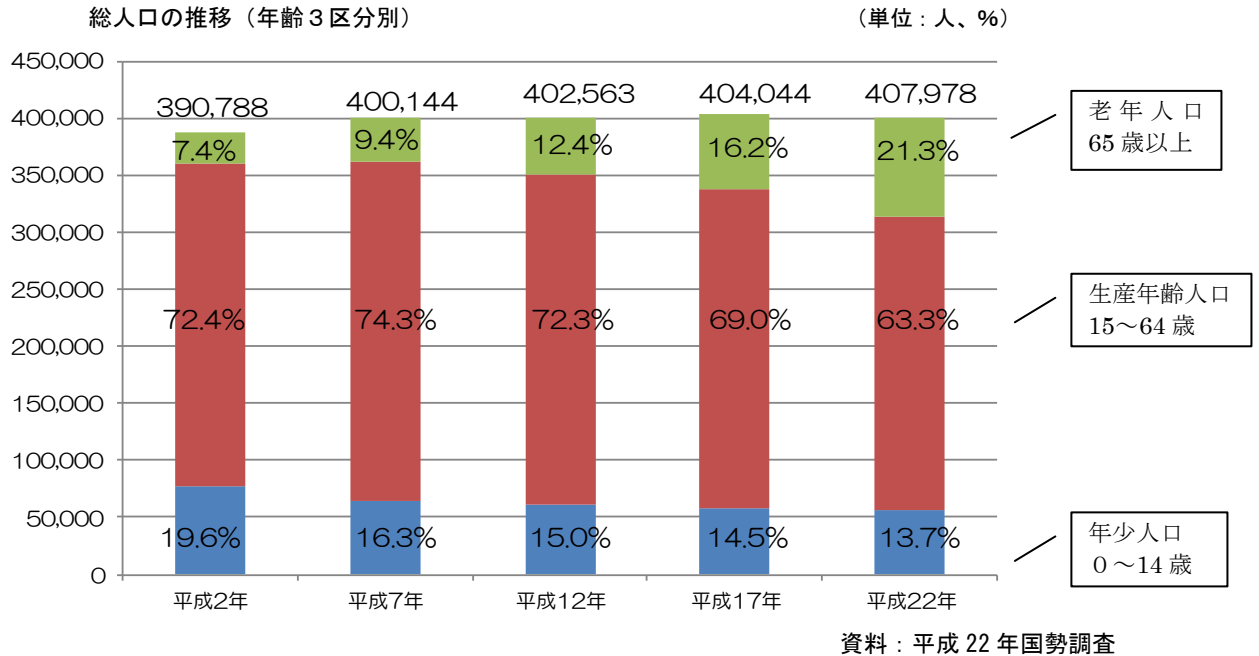
### 不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの【文部科学省】

(※) 子ども・若者の呼称・年齢区分は法令によってさまざまであることから、施策によって「青少年」、「児童生徒」等の用語を使用しています。

## 第2章 子ども・若者を取り巻く状況

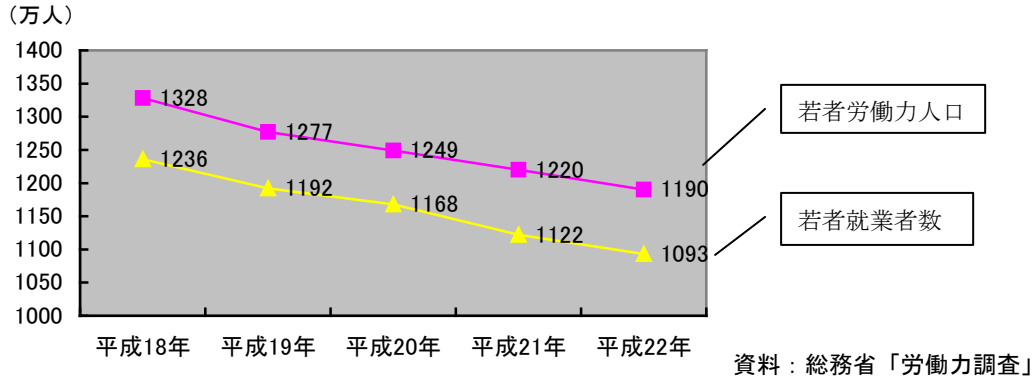
### ≪ 1. 人口の動向 ≫



本市の年齢3区分別の人口の推移をみると少子化の進行が明らかであり、平成2年の年少人口（0～14歳）の割合は19.6%であったのが、平成22年には13.7%と20年の間に5.9%減少しています。また、人口推計を見ても平成49年には10%まで減少する見込みです。

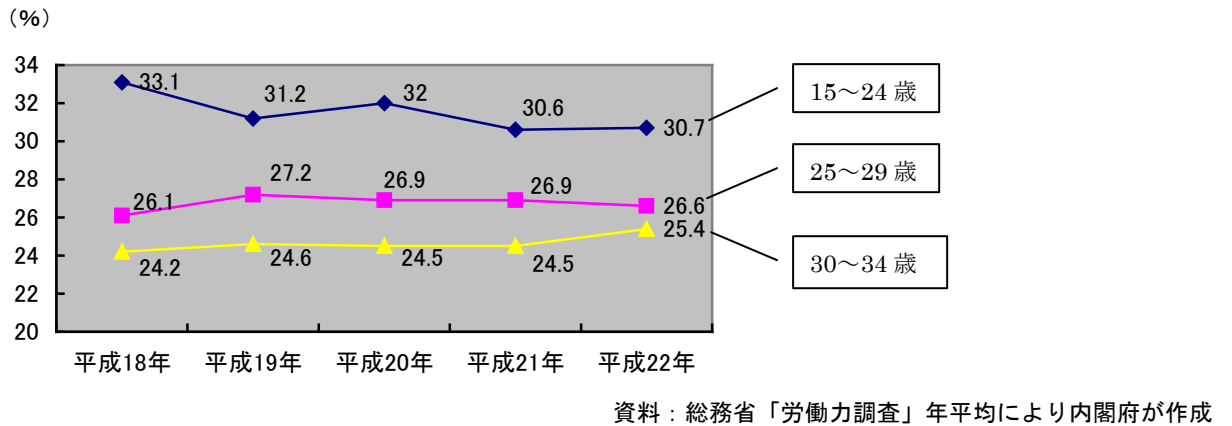
## ≪ 2. 就労等の状況 ≫

### 【若者労働力人口等の推移】



労働力人口とは、15歳以上の就業者と完全失業者をあわせた数値です。このうち、若者の労働力人口（15～29歳）は就業者数とあわせて、一貫して減少しています。

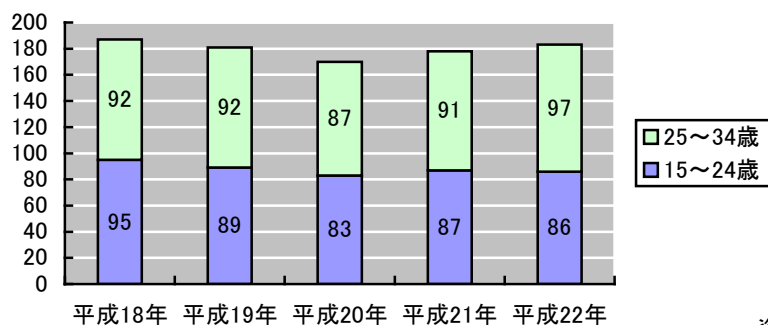
### 【若者の正規職員等以外（非正規職員等）の雇用者比率の推移】



若者について、雇用者（役員を除く）に占める非正規職員等の割合は、いずれの年代においても横ばい状態ですが、平成22年の数値をみると、15～24歳が30.7%、25～29歳が26.6%、30～34歳が25.4%と、若年齢者の非正規職員等の割合が高い状態が続いています。

### 【フリーターの人数の推移】

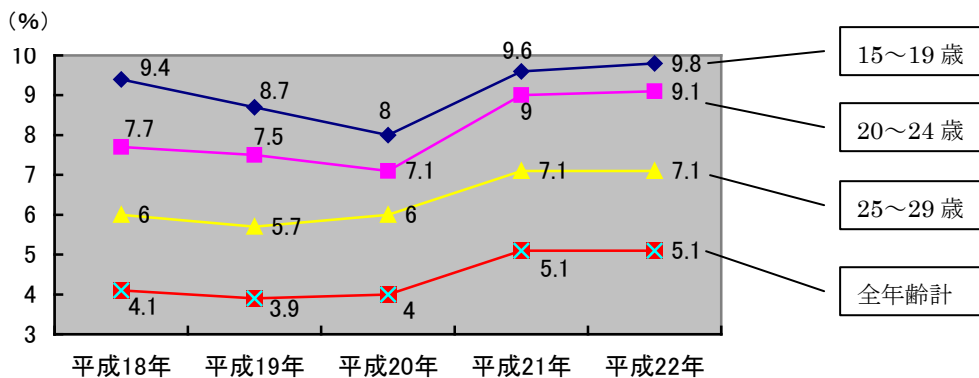
(万人)



資料：総務省「労働力調査」

フリーターとは15～34歳で、男性は卒業生、女性は卒業生で未婚の者のうち、①雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、②完全失業者のうち、探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等をしていない者です。平成22年においては合計が183万人であり、過去5年間は横ばいの状況が続いています。

### 【若者失業率の推移】



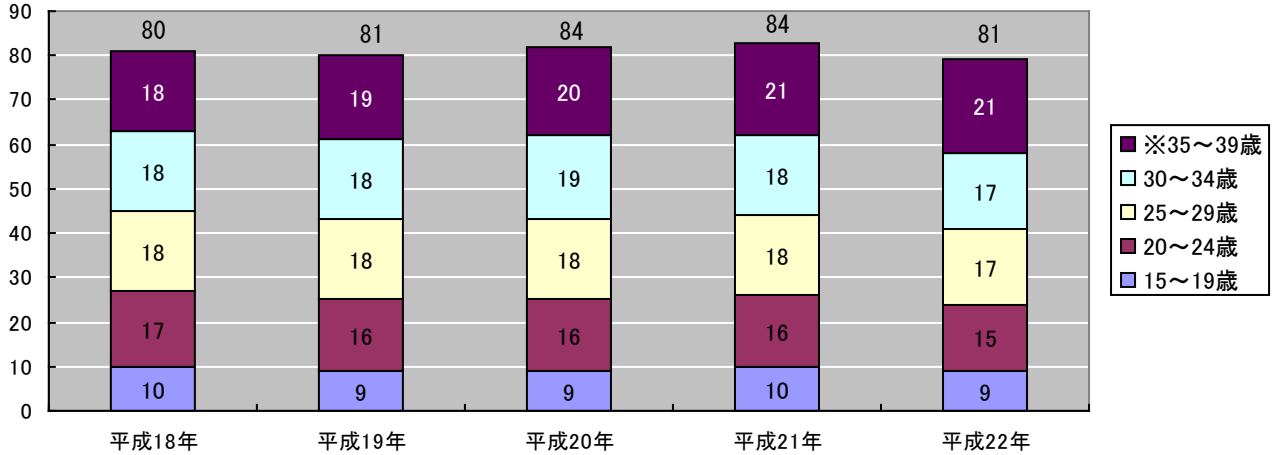
資料：総務省「労働力調査」

失業率については、いずれの年代においても平成21年以降上昇に転じていますが、平成22年の状況を見ると、15～19歳が9.8%、20～24歳が9.1%、25～29歳が7.1%と、全年齢計と比較すると大幅に高い状態となっており、年代が若いほど失業率が高くなる傾向が続いています。

《 3. ニート、ひきこもり、不登校等の状況》

【若年無業者（ニート）数の推移】

(万人)



資料：労働力調査（それぞれの内訳については千人単位を四捨五入しているため合計と一致しない）

※ニートの定義の中には35～39歳は含まれていない。参考値として紹介されている。

若年無業者（ニート：15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者）は、いずれの年代も大幅な減少・増加は見られず、ほぼ横ばいの状態が続いています。

【ひきこもりの推計値】

$$\left( \begin{array}{l} \text{有効回収率に} \\ \text{占める割合} \end{array} \right) \left( \begin{array}{l} \text{枚方市の推計値 (人)} \\ \text{(( ) 内は全国の推計値)} \end{array} \right)$$
 (%)

ふだんは家にいるが近所のコンビニなどには出かける	0.40	482 (15.3万)	狭義のひきこもり 734 (23.6万)
自室からは出るが家からは出ない	0.09	108 (3.5万)	
自室からほとんど出ない	0.12	145 (4.7万)	

ふだんは家にいるが自分の趣味に関する用事 のときだけ外出する	1.19	準ひきこもり 1,432 (46万)
-----------------------------------	------	-----------------------

計 1.79 広義のひきこもり 2,155 (69.6万)

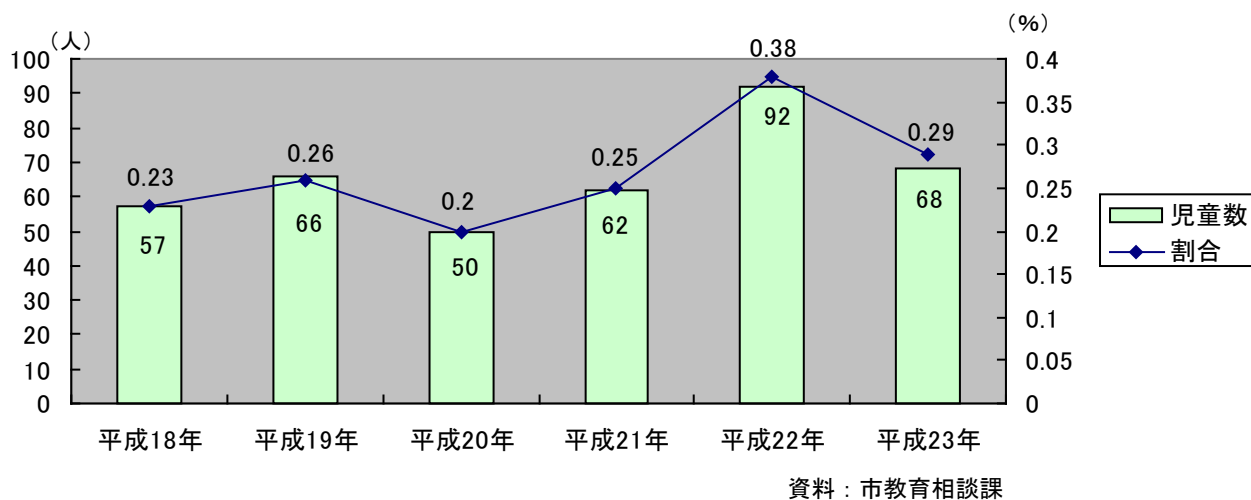
資料：内閣府「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」



狭義のひきこもりと準ひきこもりを足した広義のひきこもりは全国でおよそ70万人、枚方市においては2,155人いることが推定されます。また、出現率から推計すると100人のうち1～2名のひきこもり状態の子ども・若者がいることになり、早急な対応が必要となっています。

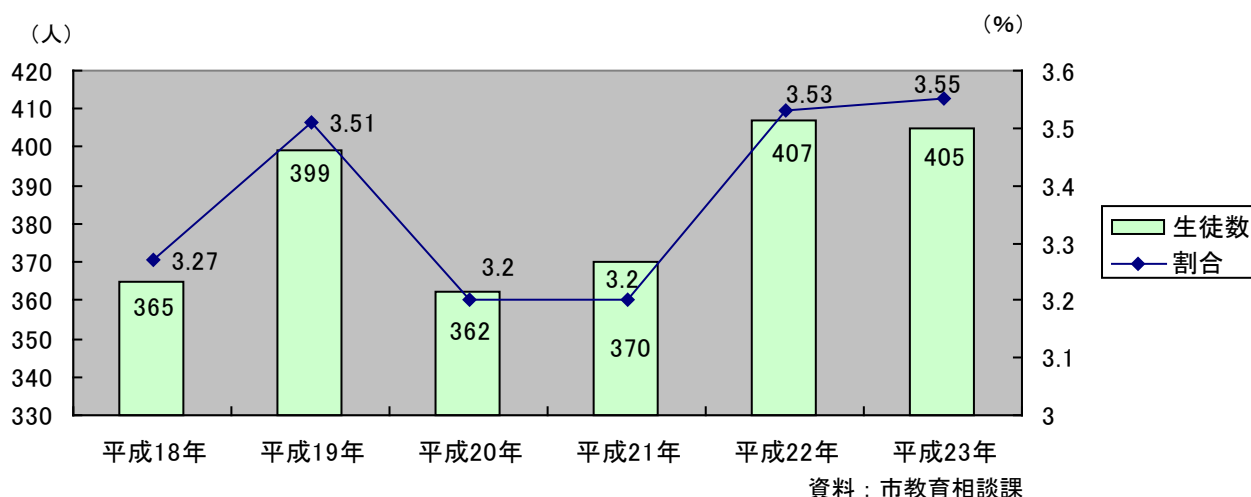
### 【不登校児童・生徒数の推移】

#### ◎小学校



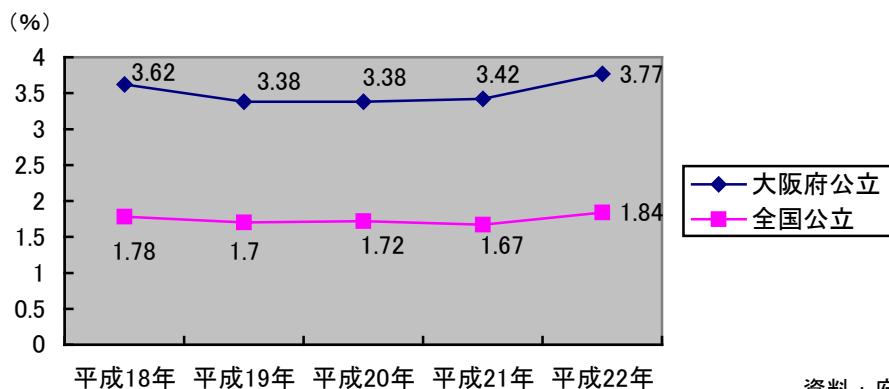
枚方の公立小学校の不登校児童数と割合は、平成20年より増加傾向にありましたが、平成23年は減少しています。公立小学校は市内に45校あり、1校あたりで平均すると平成23年度は1.5人程度となります。

#### ◎中学校



枚方の公立中学校の不登校生徒の割合は小学校と同様平成20年より増加傾向にあります。公立中学校は市内に19校あり、1校あたりで平均すると20人程度となります。

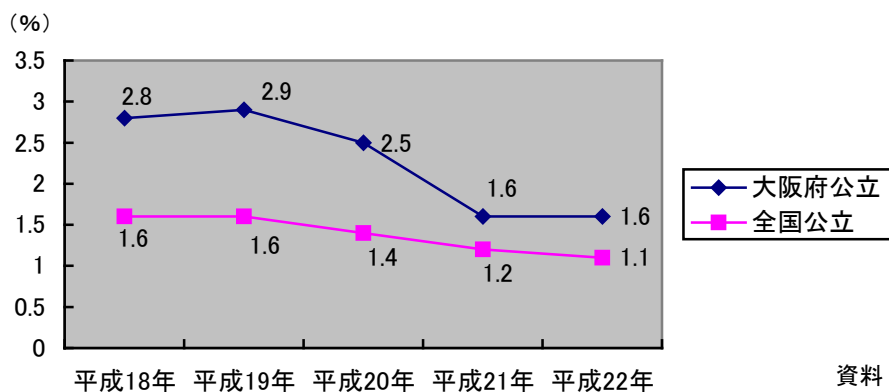
◎高等学校



資料：府教育委員会

大阪府の府立高等学校の不登校生徒の割合を全国と比較すると、平成22年は3.77%と全国の1.84%を上回っており、過去の推移をみても同じ傾向が続いています。

(参考：中途退学の状況)



資料：府教育委員会

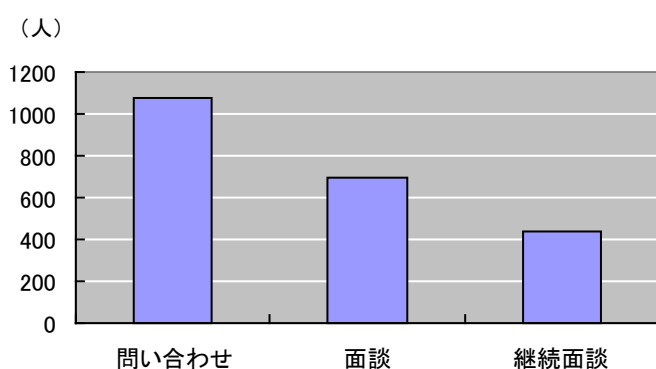
府立高等学校の中途退学の割合は全国・大阪府とも近年は減少傾向ですが、大阪府と全国の割合を比較すると大阪府は高い状況が続いています。

#### 《 4. 調査からみるひきこもり等に係る意識実態について》

##### ◎大阪府調査「ひきこもり等青少年に関する実態調査報告」

府が平成 22 年度に「指定支援機関型 NPO 等育成事業」を委託した府内の NPO 法人等（14 団体）の民間支援機関に相談・来所している、あるいは既に支援活動に参加している「ひきこもり青少年及びその家族」を調査対象として実施。そのうち、10～11 ページは 14 団体から提供を受けた 134 件の支援ケースを集計。

##### 【相談から継続的な面談に繋がったケース】

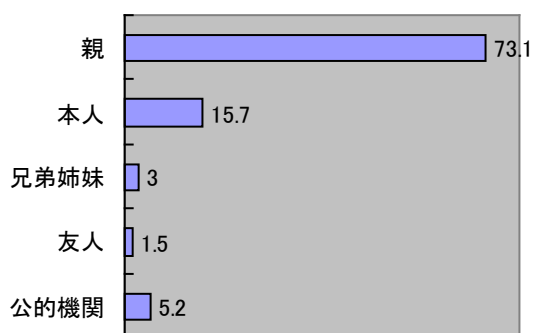


問い合わせの方法	問い合わせの方法					計
	電話	メール等	他機関からの紹介	直接来所	その他	
「問い合わせ」人数	832	21	124	54	46	1,077
「面談」に至った人数	494	16	105	41	40	696
「継続面談」に至った人数	296	3	83	27	32	441

民間支援機関 14 団体の平成 22 年度の問い合わせ 1,077 人のうち、本人や家族どちらかでも面談できたのが 696 人で、この段階で 65%まで減少します。さらに、継続的な面談ができたのが 441 人であり、問い合わせをした人のうち、約 6 割近くが継続的な面談に繋がっていないことになります。

問い合わせの方法別にみると、他機関からの紹介、直接来所は継続面談に至るケースが多く、電話、メールは少ない結果となっています。

### 【相談者の傾向】

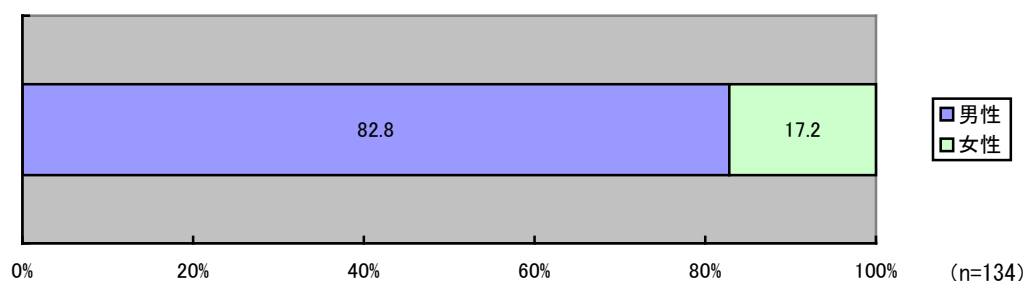


相談者の割合は、親からが 73.1%と最も多く、本人からは 15.7%となっています。

(n=134)

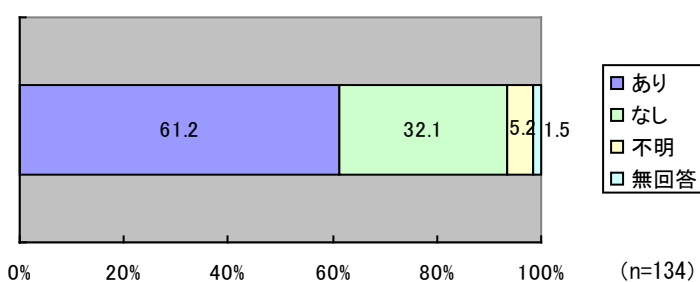
(%)

### 【支援対象者の性別】



支援対象者の性別は圧倒的に男性が多く、過去の各種調査でも同様の傾向となっています。

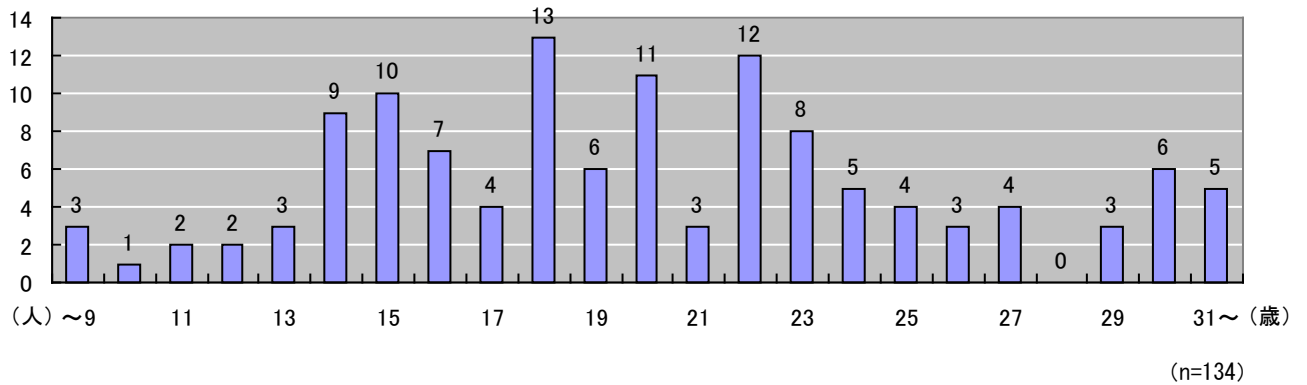
### 【不登校の経験】



学校別の不登校経験 (%)	
小学校	11.9
中学校	26.7
高等学校	29.9
短大・大学	11.9
小・中いずれかで不登校	31.3
小・中・高・大いずれかで不登校	61.2

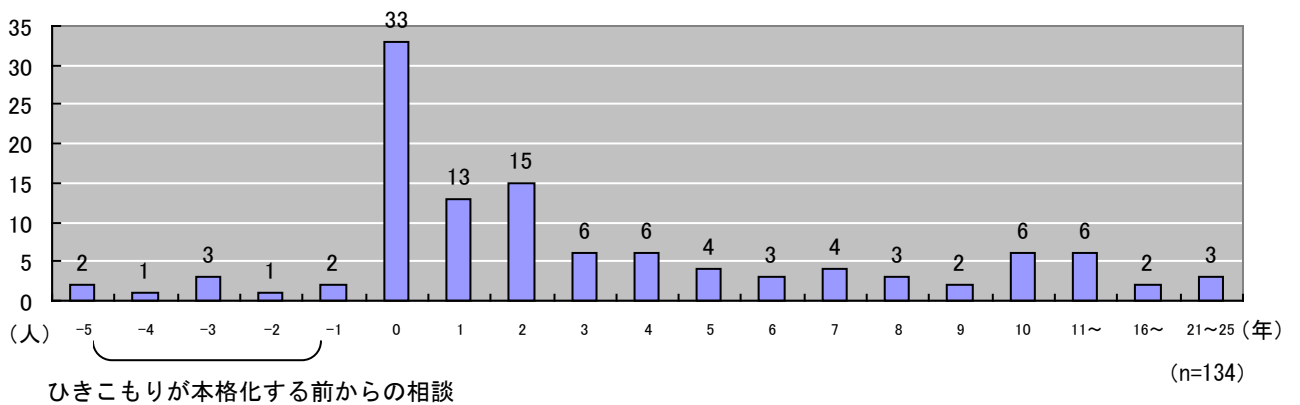
調査対象者のうち、6割を超えて不登校の経験が見られます。このうち、学校別の不登校経験を見ると、高等学校が3割と最も多い結果となっています。

### 【ひきこもり開始年齢】



ひきこもり開始年齢のピークは18歳、平均年齢は19.7歳で、半数が未成年の時期にひきこもりが始まっています。

### 【ひきこもりから相談までの年数】

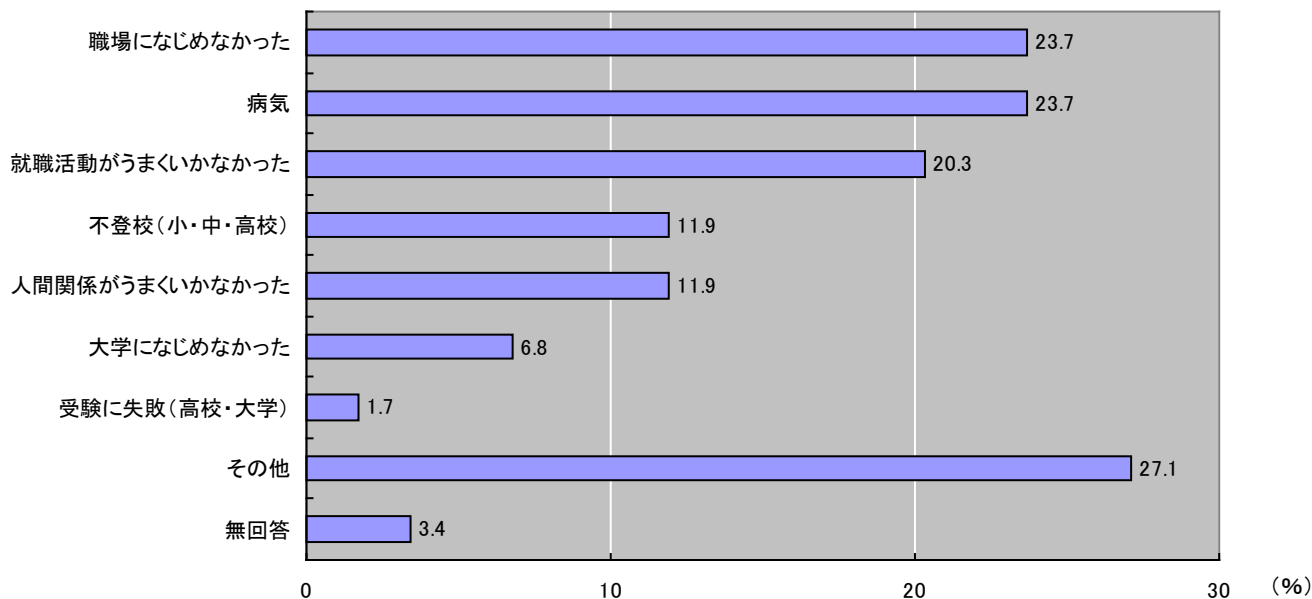


相談開始までの年数のうち、2年が多い結果となっていますが、10年を超えている人も少なくなく、平均は3.7年となっています。

◎内閣府調査「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」

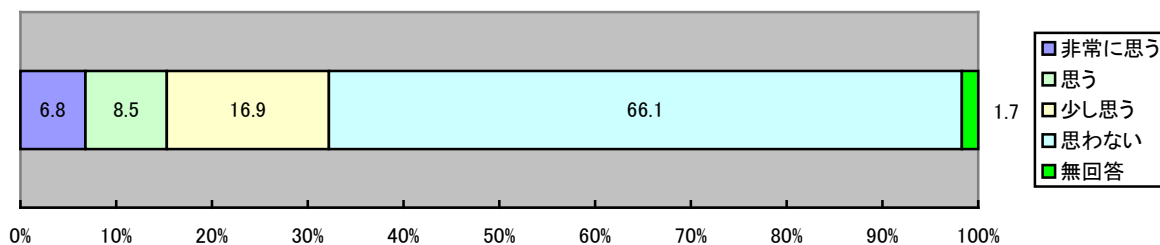
内閣府が平成21年度に全国15歳以上39歳以下の者5,000人対象に層化二段無作為抽出法により実施。調査員による訪問留置・訪問回収。有効回収率3,287人(65.7%)。このうち、「広義のひきこもり」に該当する者(59人)の回答について引用。

【現在の状況になったきっかけ】



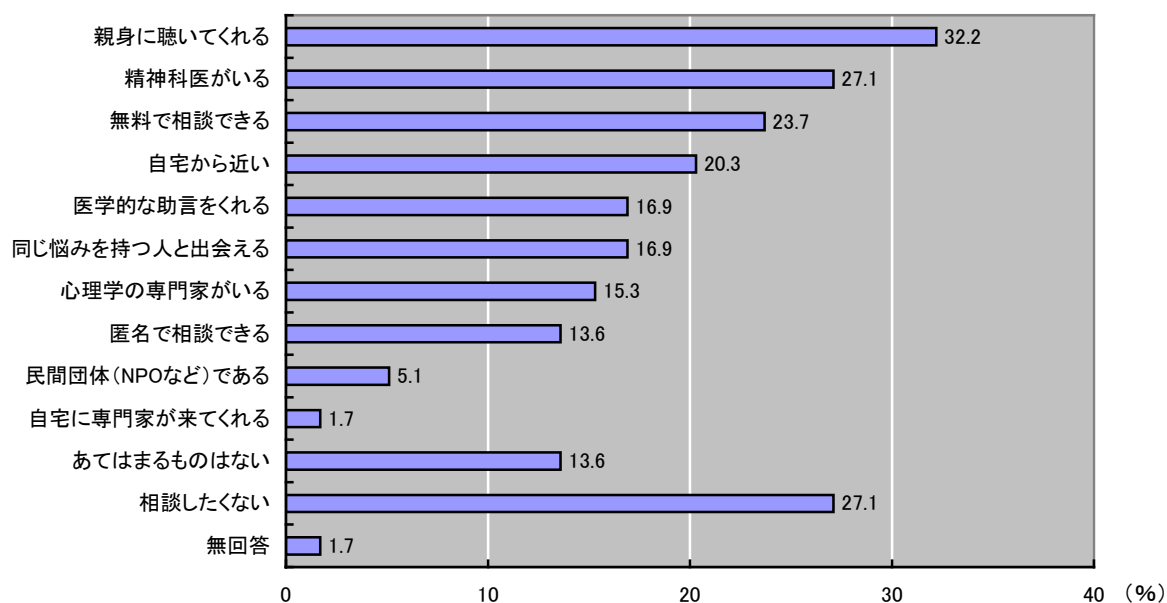
現在の状況（広義のひきこもり）になったきっかけの質問に対して「職場になじめなかった」(23.7%)と「就職活動がうまくいかなかった」(20.3%)を合わせると44.0%となり、仕事や就職に関するきっかけが高い割合となりました。

【関係機関への相談希望】



ひきこもりの状態について、「関係機関に相談したいと思いますか」と聞いたところ、「思う」と答えた人は「少し思う」を含めて32.2%でした。一方で、「思わない」を選択した人が66.1%に上りました。

### 【どの機関なら相談したいか】



相談機関に求めていることは「親身に聴いてくれる」が32.2%と最も高く、「精神科医がいる (27.1%)」「医学的な助言をくれる (16.9%)」「心理学の専門家がいる (15.3%)」という医療・保健等の専門家への相談希望に関する項目が高い割合となっています。

一方、「相談したくない (27.1%)」「あてはまるものがない (13.6%)」という項目も割合が高く、相談機関の条件に関わらず相談を避ける人が多いことも明らかになりました。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 《 1. 基本理念》

#### 子ども・若者の社会性を育み、自立を支援する

本来、人は成長に合わせて年齢に応じた経験を重ね、人間関係を築き、社会に参加し、そして自立していくものですが、ひきこもり状態やニート、不登校の子ども・若者は、これらの状態が長期化すると年齢相応の社会経験を積む機会を失い、社会から孤立してしまいます。再び社会参加しようと思っても、同世代の大半が既に年齢相応の社会経験を積んで次の課題に向き合っているところにいきなり合流し、一緒に進み始めることは容易なことではありません。

このような困難を抱えるに至った経緯はさまざまですが、本人が自ら選択したというよりは、いじめなど対人関係のつまずきや受験・就職の失敗などがきっかけで、「学校に行きたくても行けない」「外出はできても他人とうまく関わることができない」という場合がほとんどです。

これらの子ども・若者が人とのつながりの中で自分らしさを取り戻し、社会の中で自分の居場所を見つけ、自立に向かうための再チャレンジを支援します。

### 《 2. 基本方向》

#### I 困難を抱える子ども・若者とその家族を発見し、誘導する仕組みづくり

平成 22 年度の内閣府による「ひきこもりに関する実態調査（以下「内閣府実態調査」という。第 2 章 P 12～参照）」から推計されるひきこもりの子ども・若者は、全国で 70 万人弱（出現率 1.79%）となり、これを人口比で割り出すと、本市においては 2,100 人を超える子ども・若者がひきこもっていることとなります。このうちの大半は相談機関にすらつながっていないと考えられ、また相談機関につながっている場合でも、ひきこもり等の状態から相談開始まで 10 年を超えている人も少なくありません。

民生委員・児童委員を中心とした地域の人たちや精神保健・福祉・医療・教育等の従事者がそれぞれの相談や訪問支援において本人やその家族を発見した場合は、できるだけ早期に相談窓口へ誘導できる仕組み作りを目指します。

#### II 困難を抱える子ども・若者の自立に向けた支援体制の確立

相談窓口につながってからは、家族支援から本人の心の支援へ、そして居場所・イベント参加などを通じて社会との関わりを取り戻す中間的・過渡的段階支援へ、最終的には本



格的な就学・就労等の自立支援へ、というような段階を一步一步、又は行きつ戻りつしながら進んでいくことになります。

市と関係機関、NPO等はそれぞれの支援の特徴を把握しながら、相談から自立まで本人とその家族にとって切れ目のない支援を行う体制を構築します。

また、「内閣府実態調査」によると、ひきこもり状態になったきっかけとして「不登校（小学校・中学校・高校）」を挙げた割合が10%を超えており、ひきこもりの予防策として、不登校対策、中退予防を推進しなくてはなりません。

義務教育期間の不登校対策については、既に新子ども育成計画において取り組みを進めています。さらに推進するとともに、高校以降については本計画において取り組みを進めます。

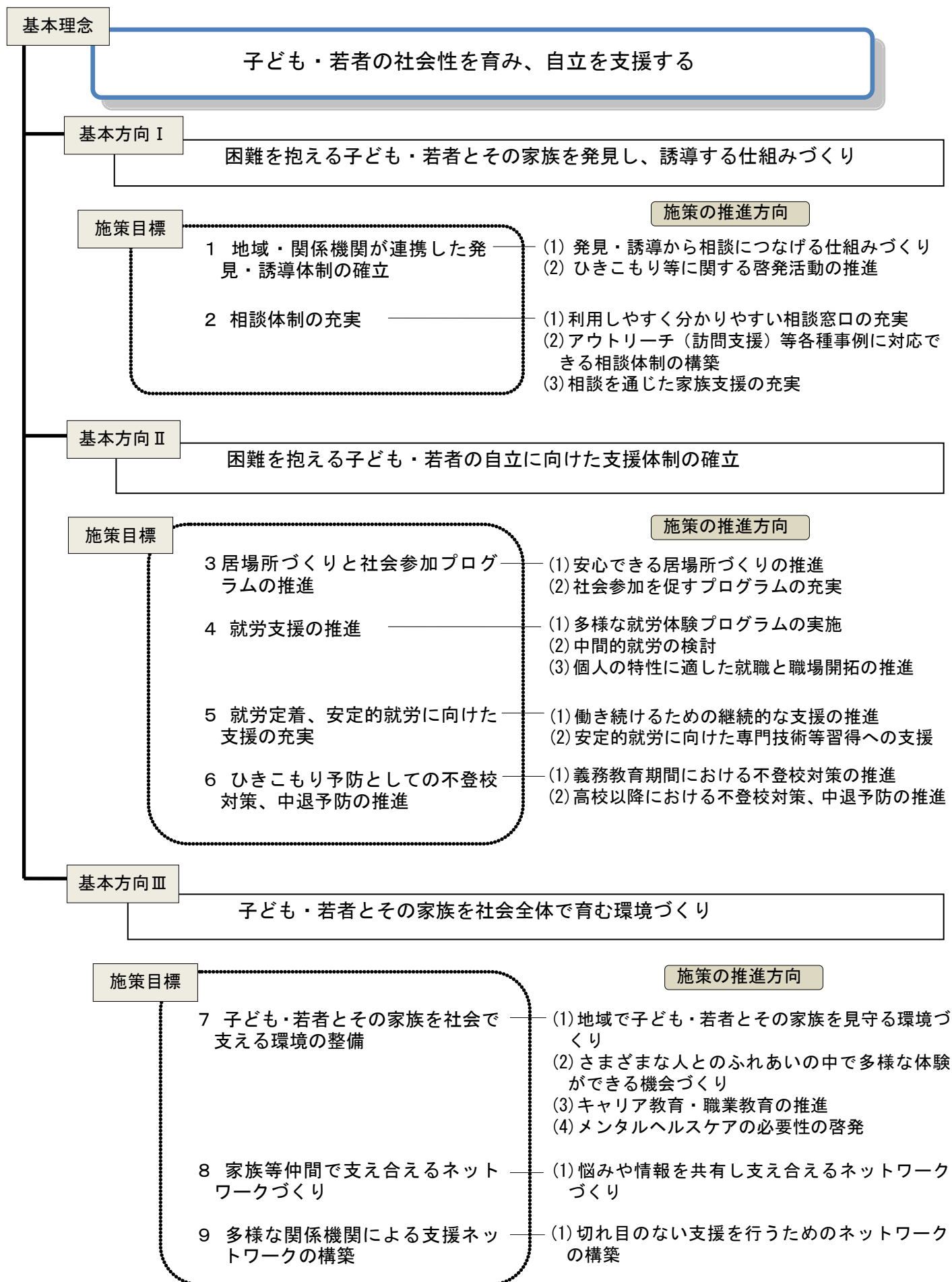
### Ⅲ 子ども・若者とその家族を社会全体で育む環境づくり

核家族化や地域における人間関係の希薄化といった社会状況の変化により、子ども・若者を取り巻く状況が大きく変化する中で、ひきこもり等の状態にある子ども・若者は特にコミュニケーション能力や自己表現力の弱さ、自己肯定感の低さが指摘されています。

家庭・学校・地域の中において、友人関係、隣近所の人たちとの関係、学校における教師や先輩・後輩との関係など、さまざまな人との関わりや多様な体験を重ねる中で、自己を肯定する力を育み、コミュニケーション能力を高めていける取り組みを進めます。

また、厚生労働省の「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」では、「ひきこもり中の子どもと親、特に母親との間で、過保護や過干渉を伴う共生的な関係性が形成されやすいという事例も多く見られますが、そういう場合は青年期の子どもを社会に送り出してゆくために必要な社会との橋渡しの機能を家族が発揮できなくなりがちです」と指摘しています。こうした場合、長期化すればするほど、家族だけの解決は困難となり、第三者の介在がないと状況の変化が見込めないことから、本人やその家族を多面的・包括的に支援していくために、関係機関によるネットワークの中で一貫して支援していくシステムの構築を目指します。

### 《 3. 計画の体系 》



## 第4章 施策の推進方向

基本方向

### I

### 困難を抱える子ども・若者とその家族を発見し、 誘導する仕組みづくり

「内閣府実態調査」から推計されるひきこもりの子ども・若者は、全国で70万人弱（出現率1.79%）となり、これを人口比で割り出すと、本市においては2,100人を超える子ども・若者がひきこもっていることとなります。このうちの大半は相談機関にすらつながっていないと考えられ、また相談機関につながっている場合でも、ひきこもり等の状態から相談開始まで10年を超えている人も少なくありません。

民生委員・児童委員を中心とした地域の人たちや精神保健・福祉・医療・教育等の従事者がそれぞれの相談や訪問支援において本人やその家族を発見した場合は、できるだけ早期に相談窓口へ誘導できる仕組み作りを目指します。

施策目標

### 1 地域・関係機関が連携した発見・誘導體制の確立

#### ☆施策の推進方向

##### (1) 発見・誘導から相談につなげる仕組みづくり

##### <現状と課題>

「内閣府実態調査」によると、「広義のひきこもり」に該当する人のうち、ひきこもりの状態について「関係機関に相談したいと思わない」という人が7割近くに上っており、多くの人が相談機関につながっていないと推定されます。

また、平成22年度に大阪府が行った「ひきこもり等青少年に関する実態調査報告（以下「大阪府実態調査」という。第2章P9～参照）において、ひきこもりから相談につながるまでの年数は2年が一番多い結果となっており、平均で3.7年、10年を超えている割合も13%近くに上っています。これらの状態の長期化は、うつ状態など精神的な症状が発症するストレス要因の一つとなる可能性があることが、「ガイドライン」において指摘されています。

このような二次的症状を出さないためにも、早期に適切な支援機関につなげる必要があります。

#### 取組方向

● 民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー等を中心とした地域における発見・誘導の促進

地域や関係機関とつながりが深い民生委員・児童委員やコミュニティーソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）をはじめ、精神保健・福祉・医療・教育等の従事者が日頃の活動を通じてひきこもり等の家庭に関わる状況の把握に努め、発見した場合は支援機関の情報を提供し、適切な支援機関への誘導を促します。

## コラム

気軽に相談できる人がすぐそばに！

民生委員・児童委員、コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）

民生委員・児童委員は厚生労働大臣の委嘱を受けて、現在市内で約500人が活動しています。相談や支援の内容は多岐にわたっていますが、これらの活動で知り得た情報には守秘義務が課せられています。最近ではひきこもり等の子ども・若者を支援する機会も増えており、これらの家庭に情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関と調整を行っています。

CSWは地域福祉に関するさまざまな相談を受けたり各種サービスの利用申請をお手伝いしたりすることで、地域で困っている人が適切な支援機関につながるためのネットワークづくりを行っています。現在、市から社会福祉協議会等に委託して5人の相談員を配置しています。

ひきこもり等支援について複数による対応が必要な場合は、民生委員・児童委員とCSWがペアを組んで家庭訪問を行い、支援を行うこともあります。いずれも地域で一番身近な相談者として、気軽に相談できます。

◎民生委員・児童委員に関する問い合わせ 市役所健康総務課Tel072-841-1221

◎CSWに関する問い合わせ 枚方市社会福祉協議会Tel072-844-2443

写真

## ☆施策の推進方向

### (2) ひきこもり等に関する啓発活動の推進

#### <現状と課題>

ひきこもり等の状態になるきっかけは「内閣府実態調査」によると、「職場になじめなかった」「就職活動がうまくいかなかった」「人間関係がうまくいかなかった」などの項目が挙げられているほか、「その他」と答えた人が27%で一番多い結果となっており、さまざまな要因が考えられます。ひきこもりはいろいろな要素が絡み合っている場合も少なくないため、支援については、一人ひとりの状況にあわせて、就労支援やその前段階としての社会参加プログラムを提供したり、医療・福祉サービスにつなげたりするなどの多様な支援

方法が考えられます。

ひきこもり等の状態にある子ども・若者をできるだけ早期に相談窓口や支援機関に誘導する必要がある一方で、正しい知識がないまま無理に支援機関につながうとすると、状況が悪化する可能性があります。

このように、一人ひとりの状態にあわせた支援が必要であることを啓発するとともに、支援に必要な情報を周知することが重要です。

## 取組方向

### ●講演会等を通じたひきこもり等支援に関する啓発

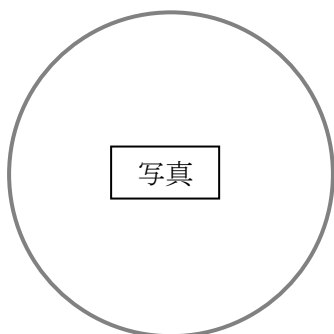
市民に対する講演会やシンポジウムを開催し、ひきこもり等支援に関する啓発活動を推進します。

### ●早期に支援機関に誘導するための相談窓口や支援機関の周知

子ども・若者を対象にした相談窓口の情報を集めた「枚方市青少年サポートマップ」の内容を充実させるとともに、これらのパンフレット等を通じて、市内や近隣にあるひきこもり等支援機関の周知を図ります。

## コラム

### 市内にある相談窓口を分かりやすく紹介 枚方市青少年サポートマップ



写真

枚方公園青少年センターの「青少年サポート事業」の取り組みの一環として、若者たちが企画し作成したのがこの「青少年サポートマップ」です。

表面には枚方八景とあわせて相談窓口の地図を、裏面には各窓口の対象者や相談方法、相談員の体制を掲載しています。

国・府・市の相談窓口だけでなく、市内にある青少年支援を行っている社会福祉法人やNPOなどの窓口も一緒に紹介しています。

◎「青少年サポートマップ」に関する問い合わせ 市役所子ども青少年課Tel072-841-1221

## 2 相談体制の充実

### ☆施策の推進方向

#### (1) 利用しやすく分かりやすい相談窓口の充実

##### <現状と課題>

現在、本市においては各種相談窓口があり、義務教育期間においては教育相談、18歳未満の子どものおさまぎまな相談に応じる家庭児童相談などがあります。また、枚方保健所におけるこころの健康相談や大阪府中央子ども家庭センターの青少年相談、各NPOによるひきこもり等相談など、各機関や団体がそれぞれの専門性を生かして子ども・若者の各種相談事業に取り組んでいます。

一方で、地域の中でひきこもり等の状態にある子ども・若者を発見し、適切な支援機関に誘導しようとしても「どこにつないで良いか分からない」という声も寄せられています。これらの子ども・若者やその家族が利用しやすく分かりやすい窓口を整備する必要があります。

### 取組方向

#### ●ひきこもり等の子ども・若者に対する相談窓口の設置と各支援機関との連携

ひきこもり等の状態やニート、不登校の子ども・若者を対象にした常設の相談窓口を設置し、相談窓口の充実を図るとともに、「枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議（施策目標8に記載）」の構成団体等との連携により、適切な支援機関につながります。

### ☆施策の推進方向

#### (2) アウトリーチ（訪問支援）等各種事例に対応できる相談体制の構築

##### <現状と課題>

「内閣府実態調査」における関係機関への相談希望は「ない」と答えた人が7割近く、また「どの機関なら相談したいか」という質問に対しても「相談したくない」という答えが3割近くに上るなど、相談機関の条件に関わらず相談を避ける人が多い結果となっています。相談に踏み切れない本人または家族に対する一歩踏み込んだ支援が必要な場合もあり、アウトリーチ（訪問支援）型の支援を検討する必要があります。

また、相談窓口において、支援の方針を決定し、適切な支援機関につなげるためには、ひきこもり等の状態にある本人とその周囲の状況の全体像について、現在の状態だけでなく、そこに至るまでの経過を把握することが必要です。その背景に精神疾患や発達障害がある場合も考えられるため、これらの状況や要因を総合的に把握し、見立てることができない専門家の配置を促進する必要があります。

## 取組方向

### ●アウトリーチが可能な相談体制の整備

ひきこもり等の支援において、必要に応じて家庭への訪問支援を行えるように、その方法について関係機関と検討を行いながら体制の整備を図ります。

### ●各種事例に対応できる専門家の配置の促進

市の相談窓口等において、ひきこもり等の背景や状態を見立てられる臨床心理士、精神保健福祉士、保健師などの専門家の配置を進めるとともに、見立てに応じた適切な支援機関につなげることができるよう、関係機関との連携を強化します。

## ☆施策の推進方向

### (3) 相談を通じた家族支援の充実

#### <現状と課題>

「大阪府実態調査」によると、ひきこもりに係る相談者は「親」である例が7割を超えています。我が子がひきこもり等の状態になったとき、親は自分の養育法を後悔し、自責的あるいは他罰的になるなど情緒的には混乱しがちです。相談の中で、共感され受容される体験を持つことにより心の安定をもたらし、自信を持って支援できる心境になるよう、相談を通じた家族支援を充実させる必要があります。

## 取組方向

### ●家族対象の相談業務の充実

相談者の大半を占める親や家族を支援するために、相談を通じて本人の心の理解を促すことや接し方などを伝えるとともに、家族自身のケアについても啓発を図ります。また、家族向けセミナーや家族同士で支え合う会などへつなげ、継続した支援となるよう努めます。

## 基本方向

# II

## 困難を抱える子ども・若者の自立に向けた 支援体制の確立

相談窓口につながってからは、家族支援から本人の心の支援へ、そして居場所・イベント参加などを通じて社会との関わりを取り戻す中間的・過渡的段階支援へ、最終的には本格的な就学・就労等の自立支援へ、というような段階を一步一步、又は行きつ戻りつしながら進んでいくことになります。

市と関係機関、NPO等はそれぞれの支援の特徴を把握しながら、相談から自立まで本人とその家族にとって切れ目のない支援を行う体制を構築します。

また、「内閣府実態調査」によると、ひきこもり状態になったきっかけとして「不登校（小

学校・中学校・高校)」を挙げた割合が10%を超えており、ひきこもりの予防策として、不登校対策、中退予防を推進しなくてはなりません。

義務教育期間の不登校対策については、既に新子ども育成計画において取り組みを進めています。さらに推進するとともに、高校以降については本計画において取り組みを進めます。

施策目標

## 3 居場所づくりと社会参加プログラムの推進

### ☆施策の推進方向

#### (1) 安心できる居場所づくりの推進

##### <現状と課題>

国の「ガイドライン」でも指摘しているように、ひきこもり等の状態にある子ども・若者は仲間体験が不足していたり、あるいは対人関係でつまづいた経験を持つ場合が少なからずあります。

「どこかに出かけたいけれど行き先がない」「誰かと話したいけれど自信がない」という子ども・若者が社会に再び参加する第一歩として、自分のペースで話すことができ、同じ思いを共有できる仲間がいるなど、安心できる場所の確保が必要とされています。また、ひきこもり等の状態が長期間にわたる場合は、昼夜逆転の生活など生活習慣が乱れている場合があり、規則正しい生活習慣を取り戻せる居場所づくりも求められています。

### 取組方向

#### ●社会参加に向けた子ども・若者の居場所の整備

同じ思いを共有できる仲間がいたり相談員と話ができたり、社会参加プログラムの提供や生活支援を行う居場所の設置を検討するとともに、NPO等と連携した居場所の充実を図ります。

### ☆施策の推進方向

#### (2) 社会参加を促すプログラムの充実

##### <現状と課題>

社会とのつながりを取り戻すきっかけづくりとして、市やひきこもり等支援の関係機関は生活支援、自然体験（ハイキング、キャンプ、釣りなどのアウトドア等）、ボランティア体験（清掃、農業、介護等）、スポーツ活動などのさまざまなプログラムを通じて、人との出会いとコミュニケーションが図れる機会を充実させる必要があります。

また、適応指導教室「ルポ（P29コラム参照）」や大阪府中央子ども家庭センター等において、「お兄さん」「お姉さん」的存在として受け入れられやすい存在として、大学生によ



る子ども・若者への支援が行われており、全国的にも取り組みが進んでいます。本市には6つの大学があり、学部も多岐にわたっており、これらの大学との連携による子ども・若者支援も検討していく必要があります。

### 取組方向

#### ● 困難を抱える子ども・若者が社会参加するためのプログラムの実施

市が行っている子ども・若者を対象とした文化、スポーツ活動やNPOなどが実施している各種イベント等の周知を図り、社会参加のきっかけづくりに努めるとともに、規則正しい生活習慣を取り戻すための支援メニューなど、NPO等と連携しながら提供することを検討します。

#### ● 大学生の参加による多様なプログラムの推進

大学生が子ども・若者を支援している関係機関による情報交換等を通じて、支援プログラムの充実を図ります。また、市内6大学に参加協力を募りながら大学生ならではの支援や各種プログラムの企画、立案、実施ができるサポーターの養成に取り組みます。

### コラム

#### お兄さん・お姉さんの存在で心をほぐす 大学生による子ども・若者への支援

子どもとその家族の相談を広く受けている大阪府中央子ども家庭センターでは、青少年相談におけるグループ活動等において大学生による「メンタルフレンド」というスタッフが参加しています。「メンタルフレンド」は一定の研修を受け、ケースワーカーと連携しながら子どもたちと交流しています。なかなか自分の思いを語りできない子どもも、年齢が近くて具体的な将来のモデルである「メンタルフレンド」を通じて心を開くこともあるそうです。適応指導教室「ルポ」においても大学生が子どもたちと遊んだり学習支援を行ったりしています。

### 施策目標

## 4 就労支援の推進

### ☆ 施策の推進方向

#### (1) 多様な就労体験プログラムの実施

##### < 現状と課題 >

何らかの事情を抱え「働きたくても働けない」という若者が、就労へのステップを歩みだすためには、自己肯定感や自尊感情を取り戻しながら就労への意欲・自信を一層高めることが重要です。

さまざまな就労体験プログラムや就労への意欲を高める事業に参加することで就労に必要な体力や技能、コミュニケーション能力等を向上させ、少しずつでも自己成長を感じることができるよう、行政や関係機関は多様なプログラムを提供することが求められています。

また、市役所において就労体験の場としてこれらの若者の受け入れを行うとともに、経済団体、農業団体、福祉団体等に働きかけ、就労体験ができる場の開拓を推進する必要があります。

## **取組方向**

### **●就労準備のための訓練メニューの提供、市内企業等における就労体験の場の開拓**

働く意欲がありながら、さまざまな理由で仕事に就くことができない人に対して、就労相談や就労に向けた能力開発のための講座・セミナーの開催などの就労支援を枚方市地域就労支援センターにおいて引き続き実施するとともに、就労に向けた各種セミナーを実施している地域若者サポートステーション、JOB プラザ OSAKA、C-STEP おおさか等の情報提供に努めます。

また、市内の各種団体と協議を重ねる中で、就労体験の場の開拓に向け、受け入れへの理解を深めるための取り組みを進めます。

### **●市役所や関係機関における職場実習先の拡充**

職場実習を行うことで就労することや就労に係る自己理解（強みと課題を知る等）を深め、自信を持って求職活動ができるよう、市役所や「枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議」における実習先の拡充を図ります。

## **☆施策の推進方向**

### **(2) 中間的就労の検討**

#### **<現状と課題>**

国は平成 24 年 7 月に「生活支援戦略」の中間まとめにおいて、本格的に働くまでの準備段階の場を提供する「中間的就労」の必要性について提言しています。これは、「直ちに一般就労を目指すのが困難な人に対する、社会的な自立への支援を組み込んだ就労のこと」と解説されており、受け入れる側の職場が若者それぞれの事情を理解していることを前提として、このような環境で働くことにより就労に対して失っていた自信を取り戻していくことが期待されています。

このような就労形態は、いきなりフルタイムで働く前に、短時間就労や非正規雇用で慣れていく過程が必要な場合に活用できることに加え、企業側としても日本全体の雇用環境が厳しい中で、就労に困難を抱える若者を受け入れやすい新しい形態として注目されています。

今後の国や府の動向を勘案しながら中間的就労の在り方や方法等について検討するとともに、経済団体等各種団体に対して理解を促進するための広報・啓発を行う必要があります。

#### **取組方向**

##### ●国の動向等を勘案した中間的就労に関する検討、広報・啓発活動の推進

国や府の動向を勘案しながら市の関係機関と連携して中間的就労の在り方について検討するとともに、経済団体等各種団体に意義やメリット等を周知・啓発します。

#### ☆施策の推進方向

##### (3) 個人の特性に適した就職と職場開拓の推進

###### <現状と課題>

昨今の若者の雇用の難しさは、若者失業率の高止まりが続いている状況を見ても明らかで、全年齢の平均と比較しても大幅に高い状況となっています。

これは社会全体の問題であるため解決が難しい課題ですが、特にひきこもり状態やニートの若者が就職するためには、本人の個性・特性を把握した上で、一人ひとりに見合った就職先を丁寧に見つけること及び、これら若者の雇用に関する理解に向けた経済団体等各種団体への啓発と雇用先の開拓が重要です。

#### **取組方向**

##### ●的確なマッチングの推進と雇用企業開拓の推進

的確なマッチングを推進し、求人と求職のニーズが一致しない雇用のミスマッチを解消するために、自分の個性や特性に見合った職業能力を発見できるセミナー等の充実などについて、枚方公共職業安定所や関係機関と連携を図り、就職へと結びつくよう努めます。また、試行雇用や再就職支援等の各種助成金の情報提供を行いながら、経済団体等各種団体と連携して雇用先の開拓を推進します。

### 地域若者サポートステーション

15～39 歳の若者とその保護者・家族を対象に就労支援を行っています。キャリアコンサルタント（就職を希望する人に対してさまざまな相談支援を行う専門職）などのプロが一人ひとりの状態に応じた相談を受け、各種ステップアップ講座、職場体験等を経て就労へとつなげます。枚方では厚生労働省の委託を受け、NPO 法人ホース・フレンズ事務局が実施しています。火曜～日曜 午前 10 時～午後 6 時。Tel072-841-7225

### 枚方市地域就労支援センター

働く意欲がありながら、さまざまな理由で仕事に就くことができない母子家庭の母親、障害者、若年者を対象に、履歴書の書き方や面接方法などの就職相談、簿記・パソコン・ホームヘルパーなど就労に関する講座、セミナーへの紹介、ステップアップ事業への推薦を行っています。枚方市委託事業。水曜を除く平日の午前 9 時～午後 5 時 30 分。枚方人権まちづくり協会Tel072-844-8788

### JOB カフェ OSAKA

若者（15～34 歳）を対象に、就職活動相談、面接特訓、各種就職テクニックセミナーの開催、企業・求人情報の提供、職業紹介などを無料で行っています。また、専用の求人サイトも開設しています。Tel06-4794-9198

### C-STEP おおさか

枚方市地域就労支援センターからの推薦等を受け、各種スキルアップ講座の受講生の受け入れや就職マッチングを行っています。Tel06-6940-6600

### JOB プラザ OSAKA

枚方市地域就労支援センターからの推薦等を受け、中高年齢者（35 歳以上）、母子家庭の母親、障害者を対象にカウンセリングを通じて職場体験、職業紹介、就職後のフォローアップなどを行っています。Tel06-6910-3765

## 5 就労定着、安定的就労に向けた支援の充実

### ☆施策の推進方向

#### (1) 働き続けるための継続的な支援の推進

##### <現状と課題>

「労働力調査（総務省）（以下「労働力調査」という。）」では、15～34歳の失業者のうち「自発的離職失業者」が37.3%である一方、50～54歳では30.8%という結果があり、若者については就職することができても、自ら会社を辞めることが少なくないことが考えられます。

その背景にあるものは一人ひとり異なりますが、しばらく社会から離れていたり就労でつまづいた経験のある若者が就労した場合は、定着するまで支援を継続していくことが大切です。

##### 取組方向

#### ●就労が定着するまでの継続的な支援の推進

就職後におけるフォローアップ体制の構築に向け、就労支援を行っている関係機関と連携していきます。

### ☆施策の推進方向

#### (2) 安定的就労に向けた専門技術等習得への支援

##### <現状と課題>

失業率や非正規雇用率について、「労働力調査」では年代が若くなるにつれ高くなる傾向が続いています。これらの要因を限定することはできませんが、安定的な就労を獲得するためには、専門的な資格が必要な場合や、高等学校卒業程度の資格取得が必要な場合も十分に考えられ、これら資格の習得や職業スキルを身につけるための支援が求められています。

##### 取組方向

#### ●通信制、定時制等を活用した高等学校卒業程度資格取得支援の検討

高校卒業程度の資格を取得するための学び直しの場合として、通信制や定時制高校などの情報を周知するとともに、NPO等と連携して一人ひとりの学力に応じた個別支援等についての検討を行います。

#### ●職業スキル向上に向けた職業訓練等の情報提供等による支援

「若年ものづくり人材」を育成する場として市内に開校され、機械系、制御系、建築系

分野の人材育成、在職者に対する技能向上のための職業訓練を行う「大阪府立北大阪高等職業技術専門校」の紹介のほか、公的機関等による職業訓練や各種能力開発講座等に関する情報の提供を行うことなどにより、職業スキル向上支援に役立てます。

## コラム

### 職業スキルを向上させるための幅広いメニューを提供する 高等職業技術専門校が津田サイエンスヒルズに開校

おおむね 18 歳以上の新規卒業者、求職者を対象に「ものづくり基盤技術科」「産業ロボットシステム科」「建築設計科」「住宅エネルギー設備科」などにおいて各種技術や資格を習得できる「大阪府立北大阪高等職業技術専門校」が平成 25 年 4 月に津田に開校しました。

これらの一般科目に加え、知的障害のある人を対象にした「ワークトレーニング科」や在職者を対象とした各種資格試験に関する短期講座なども実施しています。Tel ●●

写真

## 施策目標

# 6 ひきこもり予防としての不登校対策、中退予防の推進

## ☆施策の推進方向

### (1) 義務教育期間における不登校対策の推進

#### <現状と課題>

義務教育期間における不登校対策は「枚方市新子ども育成計画（後期計画）（以下「後期計画」という。）」の中で取り組みを進めており、小学校における心の教室相談員、中学校におけるスクールカウンセラー・不登校支援協力員の配置、適応指導教室（ルポ）における支援などの事業を位置付けています。

今後も当計画において取り組みを進めることとあわせて、小学校を卒業し中学校へ入学するときなど大きく環境が変化するときや、特に中学校卒業後に支援が途切れることがないよう、円滑に新しい環境に移行できる方法について検討する必要があります。

## 取組方向

### ●枚方市新子ども育成計画（後期計画）における取り組みの推進

「後期計画」の施策目標 5 推進方向 4 「いじめ・不登校などへの対応」の中で、義務教育期間における不登校対策を推進します。

## ●環境の変化時において円滑に移行できるためのきめ細やかな支援

義務教育9年間を見据えた指導を行う「小中連携事業」の取り組みの中で、授業や行事における交流を通じて小学校生活から中学校生活へ円滑に移行できるよう支援します。また、市内中学校と高校との連携による情報交換・課題の共有を図り、高校までの連続性を考慮した支援を行うよう努めます。

### コラム

#### 学校に行きたくても行けない子どもたちの心の居場所 適応指導教室「ルポ」



市立小・中学校に在籍している不登校の児童・生徒が多様な活動を通じてコミュニケーション能力や意思決定の力を養う家庭と学校の間隔的な場として、教育文化センター内に適応指導教室「ルポ」があります。

学習意欲に重点を置いた自習活動やセンター外での体験活動、子どもたちがミーティングで決めたことを中心に行うグループ活動などを通じて学校への復帰を目指します。また、カウンセリングにも力を入れていて、児童・生徒には週1回、保護者には月1回行う中で心のケアも行っています。

## ☆施策の推進方向

### (2) 高校以降における不登校対策、中退予防の推進

#### <現状と課題>

大阪府立高校における不登校生徒の割合は、ほぼ横ばい状態ですが、全国平均より大幅に高い状況が続いています。また、中途退学者の割合は減少傾向にあるものの、全国平均より高い割合となっています。

各高校、大学等において、不登校・中退予防対策には初年度教育が重要として、きめ細かい支援が行われていますが、先進的な取り組みの共有等を通じて不登校・中退予防対策を進めていくことが重要です。また、中退する選択肢を選ぶ場合においても、学校との関係が切れる前に、次の進路決定や支援機関を熟知できるよう支援していくことが必要です。

現在、高校以降のひきこもり等に関する相談機関は、家庭児童相談所（18歳未満）や大阪府中央子ども家庭センター（おおむね25歳まで）等がありますが、いずれも対象年齢がおおむね限定されているため、対象年齢を超える場合においても支援が途切れることがな

いような体制を構築する必要があります。

### 取組方向

#### ●NPOと高校等が連携した「中退させない」支援体制の検討

大阪府ではNPOと大阪府立高校が連携して、中退予防を目的として高校の近くに居場所をつくる取り組みや地域若者サポートステーションを運営しているNPOがキャリアコンサルタントを高校に派遣し、進路相談を行ったり、就職活動に必要なスキルの指導を行っています。本市においても各関係機関と連携しながらこれらの取り組みの実施について検討を行います。

#### ●学び直しができる学校の周知、及び個人の学力に応じた学習支援の検討

通信制や定時制高校に関する情報の周知により、高校を中退する前に転校する方法や中退後も速やかに再入学できるための方法の提供に努めます。また、個人の学力に応じた学習支援についての検討を行います。

#### ●高校以降支援が途切れることがない体制の構築

高校以降においてひきこもり等の状態が続いている若者への支援が途切れることがないよう若者の状況を把握し、連続した支援が行える支援体制を構築します。

### コラム

家庭教師的学習支援が好評。4つの支援プログラムで自立を応援 大阪府立子どもライフサポートセンター

大阪府立子どもライフサポートセンターは、中学校卒業後からおおむね18歳未満の社会的養護（不登校・ひきこもり等さまざまなニーズに対する支援）が必要な児童に対して、進学や就職に向けた支援をしている施設です。一人ひとりの興味や関心、能力に応じて生活支援・心理支援・学習支援・職業支援の4つのプログラムを組み合わせる最も効果的な自立支援プログラムを提供しています。中でも新たに始まった個人の学力や状況にあわせた家庭教師的学習支援が好評です。堺市南区にあり、利用するには府内の子ども家庭センターに申し込む必要があります。

### 基本方向

## III

### 子ども・若者とその家族を社会全体で育む 環境づくり

核家族化や地域における人間関係の希薄化といった社会状況の変化により、子ども・若者を取り巻く状況が大きく変化する中で、ひきこもり等の状態にある子ども・若者は特に



コミュニケーション能力や自己表現力の弱さ、自己肯定感の低さが指摘されています。

家庭・学校・地域の中において、友人関係、隣近所の人たちとの関係、学校における教師や先輩・後輩との関係など、さまざまな人との関わりや多様な体験を重ねる中で、自己を肯定する力を育み、コミュニケーション能力を高めていける取り組みを進めます。

また、「ガイドライン」では、「ひきこもり中の子どもと親、特に母親との間で、過保護や過干渉を伴う共生的な関係性が形成されやすいという事例も多く見られますが、そういう場合は青年期の子どもを社会に送り出してゆくために必要な社会との橋渡しの機能を家族が発揮できなくなりがちです」と指摘しています。こうした場合、長期化すればするほど、家族だけでの解決は困難となり、第三者の介在がないと状況の変化が見込めないことから、本人やその家族を多面的・包括的に支援していくために、関係機関によるネットワークの中で一貫して支援していくシステムの構築を目指します。

#### 施策目標

## 7 子ども・若者とその家族を社会で支える環境の整備

### ☆施策の推進方向

#### (1) 地域で子ども・若者とその家族を見守る環境づくり

##### <現状と課題>

ひきこもり等の状態にある場合、本人だけでなくその家族も周囲に隠しておきたい、または伝えられない、ということが少なくありません。このまま支援機関につながらず、周囲から孤立した状態が続くと、社会へ再び参加することが一層難しくなりますが、本人や家族を無理に支援機関につなごうとしてもうまくいかないだけでなく、より深く閉じこもってしまう可能性もあります。

私たち一人ひとりがひきこもり等は社会全体の問題として捉え、まずはこれらの家族を受容し、見守り、支援機関につなげるための情報提供を行うことが大切です。

### 取組方向

#### ●地域における見守り、情報提供の推進

市民を対象とした講演会やシンポジウムを通じてひきこもり等支援に関する啓発活動を推進するとともに、これらの状態の子ども・若者と家族を地域で見守る環境を醸成します。

### ☆施策の推進方向

#### (2) さまざまな人とのふれあいの中で多様な体験ができる機会づくり

##### <現状と課題>

ひきこもり等の状態にある子ども・若者は、コミュニケーション能力の弱さが指摘されていますが、これら状態の子ども・若者に限らず、地域における関係性の希薄化が進む中

で、すべての子ども・若者に共通する課題となっています。

幼い頃から同世代や異世代の人とふれあい、多様な体験を積み重ねていくことにより、他者の意見を聴いて考えを理解するとともに、自分の考えを伝える力を育むことができます。また、何かをしていくときに自分の役割を認識しながら他者と協力して進めていく力を身につけていくことが期待されます。このような体験の中から、夢や希望、目標に向かって進んでいく道すじが見えてきて、それらを実現するために具体的に行動に移すことができる力を獲得できます。

家庭や学校、地域はこれらの機会の提供に積極的に努めていく必要があります。

## 取組方向

### ●異年齢間・世代間交流の推進

枚方子どもいきいき広場事業（＊１）や子ども会活動、地域教育協議会（＊２）など地域と一体となった交流の機会や枚方公園青少年センターや生涯学習市民センターにおける事業などを通じて幅広い世代の人たちとふれあい、体験から得る協調性などの社会性を身につけることができるよう支援します。

また、中学校で行われている保育体験のように、小・中・高校生が乳児と交流することで、思いやりの心を育むとともに乳児に頼られる経験等を通じて自尊感情を高めていけるような機会の提供に努めます。

＊１枚方子どもいきいき広場事業…子どもの生きる力を育んでいくことを目的に、地域団体やNPOがスポーツ、工作、自然観察等の体験学習などの多様な事業を土曜日に実施する児童健全育成事業。

＊２地域教育協議会…全中学校に設置されており、地域情報誌の発行やスポーツ大会、作品展などの事業を学校・家庭・地域社会をあげて取り組むことで学校教育や地域活動の活性化を図っています。

### ☆施策の推進方向

#### (3) キャリア教育・職業教育の推進

##### <現状と課題>

「労働力調査」では、若者に関する雇用状況の低迷が明らかになっています。失業率については年代が若いほど高くなる傾向が続いており、非正規職員の雇用者比率も同様の傾向となっています。また、フリーターやニートの数は高止まりの状況が続いています。これらは産業構造や就業構造の変化等による社会全体を通じた構造的問題であり、また景気にも大きく影響を受けるため、若者個人の問題ではありません。一方で子ども・若者自身もこれらの状況に適応できる力を身につけなくてはなりません。

キャリア教育＊（一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア（＊１）発達を促す教育）を幼児期から高等教育まで、発

達の段階に応じ体系的に実施することや、実践的な職業教育\*（一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育）を充実させていくことが必要です。

\*いずれも文部科学省の定義

\* 1 キャリア…人が生涯の中でさまざまな役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見出していく連なりや積み重ねのこと

## 取組方向

### ●各学校における発達段階に応じたキャリア教育の推進

キャリア教育の理解を深めながら、子どもたちが望ましい職業観を持ち、自分にあった職業を見つけられるよう、小学校から中学校まで、また高校までを見通しながら総合的な学習の時間・教科・道徳・特別活動・学校生活等において、各学年の活動の関連性や系統性を踏まえたキャリア教育の推進に努めます。

### ●行政、経済団体等各種団体、NPO等へのインターンシップ（就業・職場体験）受け入れの推進

子ども・若者自身がやりたい仕事を見つけることを大切にしながら、身近にある企業や行政などにおいて職場体験できるよう、各関係機関にこれらの意義の周知と協力依頼を推進します。

## コラム

### なりたい自分を見つけるために 地元でショップ店員や保育士、トリマーなどの職業体験

子ども一人ひとりの育ちの中で、キャリア教育が連続した取り組みとなるよう、小学校では浄水場や工場見学、農業体験等、中学校では職場体験学習を行っています。中でも、中学校の職場体験学習は、1年生では働いている人から話を聞く職業講話を行い、2年生で実際に地元の企業や福祉施設、保育所等において職場体験を行い、3年生で進路を選択するという流れになっています。今後は小学校から中学校までの9年間の全体計画を作成する中で、子どもと教師が目指す子ども像を共有しながら、なりたい職業と自分を見つけていけるキャリア教育の推進に努めます。

写真

## ☆施策の推進方向

### (4) メンタルヘルスケアの必要性の啓発

#### <現状と課題>

「内閣府実態調査」によると、ひきこもりになったきっかけとして「職場になじめなかった」という割合が23%を超えており、この調査の中では「その他」を除くと一番多い原因となっています。ひきこもり状態になることを未然に防ぐために職場におけるメンタルヘルスケアが重要であり、その意義としては、働く人たちの健康確保に加え、いきいきとした職場形成による生産性の向上や、労働力の損失、キャリアの損失などを防ぐためのリスクマネジメントも含まれます。

これからの会社を支え担っていく貴重な人材として若者を育てていくという視点と、カウンセリングが受けやすい環境を整えるなど、メンタルヘルスケアを促進していく必要があります。

#### 取組方向

##### ●メンタルヘルスケア推進のための啓発と環境づくり

人材育成やメンタルヘルスケアの意義や必要性を啓発するとともに、雇用維持や社員教育等に関する助成金などを周知することにより、企業においてこれらの取り組みを進めていきやすい環境づくりに取り組みます。

#### 施策目標

## 8 家族等仲間で支え合えるネットワークづくり

## ☆施策の推進方向

### (1) 悩みや情報を共有し、支え合えるネットワークづくり

#### <現状と課題>

「大阪府実態調査」によると、相談者の7割は親からであり、本人だけでなく家族が悩みを抱えていたり社会から孤立していたりします。

本市においては、家族同士で支え合う会として枚方保健所における家族交流会や登校拒否を克服する会等があり、地域の社会資源に関する情報、子どもの発達過程に関する知識や支援方法などを共有できる場において、仲間に支えられ、精神的な安定を得ることで、家族が力を取り戻すとともに、子どもとの関係性に変化が生じることも期待されています。

今後これらの活動を周知することで活性化を図るとともに、関係機関等の参加を促し、より広いネットワーク化を図ることが重要です。

#### 取組方向

##### ●関係機関の参加等を通じたネットワーク化の推進

家族同士で支え合う会と「ネットワーク会議」の連携を深め、情報共有を図りながら、必要に応じて互いにアドバイザー等として参加するなど人的交流を深め、ネットワークの広がりを図ります。また、居場所機能を備えるNPO等と連携しながらひきこもり等の状態にある若者たちによる自主的な活動を活性化するように努めます。

## コラム

### 「一人じゃない。悩みと情報を共有できた」 親同士で支え合う会

#### 枚方保健所の家族交流会

枚方保健所では、平成17年からひきこもり等支援の一環として、家族交流会を開催しています。家族の心理的な負担を減らすことやひきこもりの正しい知識と本人との適切な関わり方を知ってもらうことなどを目的としています。毎月1回、平均10人前後が参加し、近況報告に加え講師を招いたり近隣にある支援団体を見学したりしています。参加者に共通しているのは「悩んでいるのは自分だけかと思っていたが一人じゃなかった」ということ。家族自身の心の支えになることで、本人に対する対応が変化し、間接的に本人の改善をもたらすことも少なくありません。◎枚方保健所Tel072-845-3151

#### 登校拒否を克服する会・北河内交流会

「登校拒否を克服する会・北河内交流会」は平成4年に発足し20年を超える活動を続けています。会場は枚方市か寝屋川市で毎回15人前後が参加し、学期と青年期に分かれて交流したり、行事を行ったりして親同士の交流を深めています。また、参加したくてもなかなか出てくることができない親のために情報誌も発行しています。

## 施策目標

# 9 多様な関係機関による支援ネットワークの構築

### ☆施策の推進方向

#### (1) 切れ目のない支援を行うためのネットワークの構築

##### <現状と課題>

ひきこもり等の支援については、発見、誘導にはじまり、社会的自立に至るまで一貫したものであることが重要で、さまざまな事例に応じて支援できる体制の構築が求められています。

これまでの施策目標に掲げてきた専門家による背景の見たて、安心できる居場所の確保、就学・就労支援など、多岐にわたるひきこもり支援について一つの部署で対応するのは困

難です。行政や関係機関、NPO等がつながり、各機関が有する知識・技能を持ち寄り、その特性を生かして本人やその家族に伴走しながら最適となる支援を行っていくシステムを構築する必要があります。

#### **取組方向**

##### **●より実効性のある支援の実施（に向けた方法の検討を含む）**

市は平成24年6月に行政、民生委員・児童委員協議会、社会福祉法人、NPO等による「枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議」を設置しました。今後はこのネットワーク会議においてひきこもり等支援に活用可能な資源の掘り起こし、問題解決に向けた対応など、より実効性のある支援に向けた検討を継続的に行います。

## **第5章 計画の推進体制**

### 《 1. 計画の実現主体 》

行政や関係機関、NPO等が有する専門性や特性を生かして、ひきこもり等の状態にある子ども・若者とその家族を包括的に切れ目なく、一貫して支援するために、市は平成24年6月に「枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）」を設置しました。市が「ネットワーク会議」における事務局として各関係機関の調整を行いながら、当計画に沿ってこれらの子ども・若者支援についての支援の在り方などを検討していくこととなります。

またその一方で、基本方向3で記載しているとおり、ひきこもり等が抱える問題は、社会全体を通じた構造的問題に由来していることも多く、社会全体の問題として捉え、解決を図っていくという視点が必要です。そのため、一人ひとりがこれらに対する問題意識を持ち、それぞれができる役割を担う必要があります。

#### **○市内における総合的な支援体制の推進と関係機関との連携**

本計画に基づく取り組みは、保健、医療、福祉、雇用、青少年、教育等多岐にわたっており、それぞれの専門性を生かした支援を主体的に取り組むとともに、情報交換や連携を密に行い、総合的な支援体制を推進していきます。

また、利用しやすく分かりやすい相談窓口の充実と包括的な支援を行っていくために、各関係機関との調整を図り、連携を強化するとともに、中核市移行に伴う枚方保健所の相談窓口との整理を図るなど将来を見通した一体的な支援体制の整備を図っていきます。

大阪府には広域自治体として、府内市町村の支援状況の収集・情報発信、支援の担い手となるNPO等の育成、より専門的な事例に対応できる体制整備などを求めています。また、国・府には市が子ども・若者を長期的な展望をもって支援していくための制度の確立や財源について確保することを求めています。さらに、経済団体、農業団体、福祉団体等に働きかけ、就労体験や中間的就労、永続的な就職の場への理解と協力を求めています。

#### **○地域・家庭におけるひきこもり等への理解の促進と支援機関への早期誘導**

ひきこもり等の子ども・若者の発見は一番身近な地域に期待されます。地域の一員である市民一人ひとりがひきこもり等に関する理解を深め、相談窓口の紹介などできる範囲で情報提供や支援機関への早期誘導を促すことが重要です。

ひきこもり等の子ども・若者のいる家庭では、家族が疲れてしまわないように自分自身をケアすることが大切です。また、家族だけで何とかしようとせず、早期に支援機関へつなげるために、家族が相談を開始することが必要です。

## ○「ネットワーク会議」における支援の在り方の検討

「ネットワーク会議」には現在、国・府・市の関係機関と民生委員児童委員協議会、NPOなど公民あわせた多様な20団体・機関が参画しています。今後は代表者会議と実務者会議において全体的な総括と具体的な支援についてそれぞれの会議の中で推進していきます。実務者会議においては、個別の事例の検討などを通じて支援がより実効性を持つよう取り組んでいきます。

## 《 2. 社会・経済情勢や財政状況への対応 》

ニート等就労に関する課題は特に経済状況の影響を大きく受けることや、現在国において就労・生活支援の新たな枠組等の検討を行っていることから、既存施策の変更や新たな施策展開が予測されます。本市の財政状況を踏まえ、今後の社会・経済状況や国の動向の変化に的確、柔軟に対応しながら事業の推進に努めるとともに、市民ニーズの変化に対応できるよう、適宜見直しを行います。

## 《 3. 施策の進行管理 》

計画の推進にあたっては、国・府との連携や市内の一体的な推進体制のもと、関係課相互の連携を強化し、総合的に施策を展開します。

また、施策の取り組み状況について、市内委員会において把握・点検するとともに、学識経験者、関係行政機関で構成する「枚方市青少年問題協議会」において、計画内容の進捗状況の確認や評価を行うとともに、その情報を市のホームページ等で公表し、計画に基づく適切な事業の実施を図ります。



## 付属資料1 地方青少年問題協議会法

地方青少年問題協議会法

(昭和二十八年七月二十五日)

(法律第八十三号)

(設置)

第一条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会(特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。)(以下「地方青少年問題協議会」と総称する。)を置くことができる。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第五条繰上・一部改正)

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第六条繰上・一部改正)

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

2 会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる。

3 委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者(都道府県青少年問題協議会にあつては、家庭裁判所の職員を含む。)のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。

(昭四一法一六・一部改正、平一一法一〇二・旧第七条繰上・一部改正)

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第八条繰上・一部改正)

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(昭三七法七七・一部改正、平一一法一〇二・旧第九条繰上)

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

(昭四一法一六・一部改正、平一一法一〇二・旧第十条繰上・一部改正)

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三二年六月一日法律第一五八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年四月一六日法律第七七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三四年三月三十一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三三年六月一五日法律第九九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三八年一二月二日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、総務庁設置法(昭和三十八年法律第七十九号)の施行の日から施行する。

(施行の日=昭和三九年七月一日)

(経過措置)

5 従前の総理府又は行政管理庁の審議会等で、次の表の上欄に掲げるもの及びその会長、委員その他の職員は、それぞれ下欄に掲げる行政機関の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

公務員制度審議会	総務庁
恩給審査会	
地域改善対策協議会	
青少年問題審議会	
統計審議会	
国民生活安定審議会	経済企画庁
放射線審議会	科学技術庁

海外移住審議会	外務省
中央心身障害者対策協議会	厚生省
農政審議会	農林水産省
沿岸漁業等振興審議会	
林政審議会	
中小企業政策審議会	通商産業省
観光政策審議会	運輸省
雇用審議会	労働省

6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成一三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から五まで 略

六 青少年問題審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

## 付属資料 2 枚方市青少年問題協議会設置条例

枚方市青少年問題協議会設置条例

昭和 41 年 8 月 6 日

条例第 37 号

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号。以下「法」という。)第 1 条の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平 12 条例 39・一部改正)

(委員)

第 2 条 法第 3 条第 1 項に規定する委員(以下「委員」という。)は、20 人以内とする。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(平 12 条例 39・一部改正)

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長のほか、副会長 2 人を置き、うち 1 人は、委員である本市副市長(当該者が複数ある場合にあつては、会長が指名した者)をもつて充て、他の 1 人は、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ指定された順位により、その職務を代理する。

(平 12 条例 39・平 16 条例 6・平 19 条例 1・一部改正)

(会議)

第 4 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の定数の半数以上出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に、専門の事項の調査及び協議会の所掌事務について委員を補佐させるため必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

3 幹事の任期については、第 2 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。この場合において「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

4 幹事は、会長の求めに応じ、協議会の会議に出席し、意見の具申等を行うことができる。

(平 12 条例 39・一部改正)

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平 12 条例 39・旧第 7 条繰上・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成 12 年 9 月 26 日条例第 39 号〕

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則〔平成 16 年 3 月 15 日条例第 6 号抄〕

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔平成 16 年規則第 17 号で、同 16 年 4 月 1 日から施行〕

附 則〔平成 19 年 3 月 9 日条例第 1 号抄〕

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付属資料3 枚方市青少年問題協議会 名簿

(区分別・五十音順、敬称略)

枚方市青少年問題協議会 委員		
氏名	現職等	区分
(会長) 竹内 脩	枚方市長	地方公共団体の長
(副会長) 奥野 章	枚方市副市長	関係行政機関の職員
(副会長) 木田 ミツ	枚方・交野地区保護司会保護司	
小牧 一裕※	大阪国際大学教授	学識経験がある者
木坂 秀一※	枚方市立中学校長会(枚方中)	関係行政機関の職員
咲野 充	枚方保健所次長	
佐々木 良幸	枚方警察署生活安全課長	
田岡 耕治	高校校長(枚方高校)	
中井 美久	枚方市青少年育成指導員連絡協議会副会長	
中村 奈緒美	枚方市立小学校長会(殿山第一小)	
南部 一成	枚方市教育委員会教育長	
林 義久	交野警察署生活安全課長	
福川 妃路子	枚方市PTA協議会副会長	
南 潔※	枚方市民生委員児童委員協議会副会長	
若野 秀之	枚方公共職業安定所長	

※協議会において選出され幹事会に出席した委員

枚方市青少年問題協議会 幹事		
氏名	現職等	区分
芦内 裕実	NPO法人ホース・フレンズ事務局理事長	学識経験がある者
古庄 健	社会福祉法人つむぎ福祉会相談員	
渡邊 太	大阪国際大学講師	
河野 哲造	大阪府政策企画部青少年・地域安全室青少年課健全育成グループ 課長補佐	関係行政機関の職員
佐久間 進二郎	枚方保健所地域保健課長	
若山 喜行	枚方公共職業安定所次長	
渡邊 弘子	大阪府中央子ども家庭センター企画情報室長	

付属資料4 子ども・若者育成計画策定の経緯

年月日	枚方市青少年問題協議会（庁外）	（仮称）枚方市子ども・若者育成計画策定委員会（庁内）	主な審議事項
平成24年 6月22日		第1回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（仮称）枚方市子ども・若者育成計画の策定について（諮問）</li> <li>・（仮称）枚方市子ども・若者育成計画策定に係る幹事の設置について</li> </ul>
平成24年 6月28日		第1回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（仮称）枚方市子ども・若者育成計画の策定について（諮問）</li> <li>・（仮称）枚方市子ども・若者育成計画策定に係る幹事の設置について</li> </ul>
平成24年 7月13日	第1回協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・（仮称）枚方市子ども・若者育成計画の策定について（諮問）</li> <li>・（仮称）枚方市子ども・若者育成計画策定に係る幹事の設置について</li> </ul>
平成24年 8月21日		第2回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・若者を取り巻く状況からの課題と取り組むべき方向について</li> <li>・計画の骨子（案）について</li> </ul>
平成24年 8月28日		第2回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・若者を取り巻く状況からの課題と取り組むべき方向について</li> <li>・計画の骨子（案）について</li> </ul>
平成24年 9月6日	第1回幹事会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・若者を取り巻く状況からの課題と取り組むべき方向について</li> <li>・計画の骨子（案）について</li> </ul>
平成24年 10月3日		第3回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の基本的な考え方について</li> </ul>
平成24年 10月10日		第3回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の基本的な考え方について</li> </ul>
平成24年 10月17日	第2回幹事会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の基本的な考え方について</li> </ul>

平成24年 11月 6日		第 4 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の施策の推進方向について</li> <li>・ 計画の推進体制について</li> </ul>
平成24年 11月13日		第 4 回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の施策の推進方向について</li> <li>・ 計画の推進体制について</li> </ul>
平成24年 11月21日	第 3 回幹事会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の施策の推進方向について</li> <li>・ 計画の推進体制について</li> </ul>
平成24年 12月10日		第 5 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の素案について</li> </ul>
平成24年 12月20日		第 5 回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の素案について</li> </ul>
平成24年 12月27日	第 4 回幹事会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の素案について</li> </ul>